

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・公有水面埋立ての免許	漁 港 漁 場 課
・公有水面埋立ての免許	港 湾 課
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・県営土地改良事業変更計画の決定	農 村 整 備 課
・土砂災害警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧(2件)	砂 防 課

告 示

長崎県告示第48号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和2年1月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日 令和2年1月20日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
 名 称 長崎県
 所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
 代表者氏名 長崎県知事 中村 法道
 代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 長崎県対馬市上対馬町一重字尾崎ノ段30番38地先公有水面
 - (2) 区 域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
 - (3) 面 積 149.79平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 長崎県対馬市上対馬町一重字尾崎ノ段30番35、30番36、30番38に至る地内及び同地先公有水面
 - (2) 区 域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
 - (3) 面 積 5,222.99平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第49号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和2年1月28日

白ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日
令和2年1月20日

- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
 名 称 長崎県
 所在地 長崎市尾上町3番1号
 代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
 代表者の住所 長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 ア 位置
 佐世保市小佐々町楠泊1540番8及び1827番19の地先公有水面
 イ 区域
 省略（縦覧図書のとおり）
 ウ 面積
 2,884.96平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 ア 位置
 佐世保市小佐々町楠泊1540番2から1827番17を経て1827番3に至る地先公有水面
 イ 区域
 省略（縦覧図書のとおり）
 ウ 面積
 17,234.64平方メートル
- 5 埋立地の用途
 漁港施設用地

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査のした。
 令和2年1月28日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐世保市	29年度から30年度まで	地図及び簿冊	長崎県 佐世保市 干尽大黒天神地区	令和2年1月17日
佐世保市	29年度から30年度まで	地図及び簿冊	長崎県 佐世保市 天神第一地区	令和2年1月17日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、三会原第3地区県営土地改良事業計画（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
三会原第3地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）
- 2 縦覧期間
令和2年1月28日から令和2年2月27日まで
- 3 縦覧場所
島原市役所有明庁舎

土砂災害警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年1月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年1月28日から令和2年2月10日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、長与町役場土木管理課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 西彼杵郡長与町
地滑り
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項の規定に基づき長与町長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒852-8134 長崎市大橋町11-1
長崎振興局建設部砂防課

土砂災害警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年1月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年1月30日から令和2年2月12日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、時津町役場都市整備課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 西彼杵郡時津町
地滑り
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定

しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項の規定に基づき時津町長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒852-8134 長崎市大橋町11-1
長崎振興局建設部砂防課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所

長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
ト